

宮行発第3号
令和6年4月4日

会 員 各 位

宮崎県行政書士会
会長 河野 芳輝

農地転用及び非農地証明における添付書類の変更について

標記の件につきまして、別添のとおり西都農業委員会より周知依頼がございましたので、お知らせいたします。

【別添資料】

- ・農地転用及び非農地証明における添付書類の変更について（西農委第6号・令和6年4月1日付）

西農委第 6 号
令和6年4月1日

宮崎県行政書士会
会長 河野 芳輝 殿

西都農業委員会
会長 湯浅 幸二
(公 印 省 略)

農地転用及び非農地証明における添付書類の変更について

春陽の候 貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格段のご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当委員会に農地転用及び非農地証明を申請される際、これまでは農用地利用計画に関する証明（いわゆる「青地白地証明」）を必要書類として求めておりましたが、申請手続きの簡素化を図るため、これを廃止いたします。

つきましては、大変お手数をお掛けしますが、貴会員にご周知いただきますようお願いいたします。

(文書取扱：事務局)
西都市農業委員会 農地係 清
TEL：0983-43-3595

農地法第4条・第5条 転用許可申請書 必要書類

1. **申請書** 正・副2部必要 2部とも自書または押印が必要
※ 申請書以外は1部原本、1部は複写可
2. **土地登記全部事項証明書** (高鍋法務局) ※ネット請求での証明書は不可
3. **字図** (高鍋法務局) ※ネット請求での字図は不可
4. **位置図** (ゼンリン地図など) ※ (縮尺は1/10,000 ~ 1/50,000程度)
5. **資金証明** ※ 総事業に見合う融資予約証明書 (申請日の6ヶ月以内)
もしくは残高証明書 (申請日の概ね1ヶ月以内)
6. **建設配置図または利用計画図** ※ 建設または施設面積、位置および施設物間の距離を示す図面
7. **建物構造図** ※ 用途を確認できる構造図
8. **排水処理計画書**
※ 雨水処理・廃水処理を要する場合。事業面積が大きい場合や隣接地に影響が及ぶ恐れがある場合
※ 市道・県道側溝等に放流する場合には、排水処理に関する所管の行政機関の承諾も得ること
9. **土地改良区 (水利組合) の意見書**
10. **住民票抄本**
※ 登記全部事項証明書の住所と現住所が違う場合は、住民票抄本か戸籍の附票
11. **法人の場合** 会社の謄本・定款・宅建取引免許証の写し
12. **農地区分 第1種農地・第2種農地の場合** 代替地検討書
13. **追認案件 (無断転用) の場合** 始末書・顛末書 ※現地写真も必要

その他

- ※ 申請書類はA4判で正・副2部提出。1部は申請書以外、複写でも可
- ※ 賃借契約に基づく転用については、契約書の写し
- ※ 転用目的が太陽光発電施設の場合は、経済産業省の設備認可通知書の写し・工事費負担金請求書之写し (低圧) または系統連系承諾通知書の写し (高圧)
- ※ 農地転用に伴い周辺農地や居住地に影響がおよぶ恐れがあると判断した場合には、その方の同意

非農地証明申請と必要書類について

【非農地にできない農地】

- ① 非農地証明後、すぐ現況を変える目的のための非農地証明はできません。
→ 他の目的に使用する予定のある場合は、農地の転用となります。
- ② 数年間耕作がなされず、荒れ地状態になっている土地であっても、耕作しようとするばいつでも耕作できるような土地は非農地になりません。
- ③ 10年以上の耕作放棄地で将来的にも農地として使用することが困難な土地でも以下の場合でないと非農地に該当しません。
 - (ア) いわゆる青地でないこと
 - (イ) 公共投資の対象になった農地でないこと
 - (ウ) 第1種農地でないこと(第2種でもある程度つながりがある農地は検討)

【必要書類】

- ① 位置図(ある程度の場所がわかるもの)
- ② 全部事項証明(登記簿謄本) . . . 法務局(高鍋)
- ③ 字 図 . . . 法務局(高鍋)
または 市税務課
- ④ 現地の写真(2~3枚程度。現地の様子が分かるもの。)
- ⑤ 市外在住の方は 住民票(本籍、続柄は省略でも可)